

## 資料 1

### 新型インフルエンザ対策の推進について

本県における新型インフルエンザ対策の推進を図るため、青森県新型インフルエンザ対策推進本部を設置して、以下のとおり、県の取組を進める。

#### 1. 青森県新型インフルエンザ対策推進本部の組織について

- (1) 全庁をあげて、強力的に対策の推進を図るため、知事を本部長とする青森県新型インフルエンザ対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置し、知事の指揮の下、総合的・一体的に、新型インフルエンザ対策に取り組んでいく。
- (2) 推進本部の指示に基づく事務を整理するとともに、全庁的な取組を推進するため、推進本部にワーキンググループを設置する。
- (3) 推進本部に係る事務を速やかに整理するため、健康福祉部保健衛生課に推進本部事務局を置き、専任職員を配置する。

なお、詳細は、別添設置要綱に定めるとおりである。

#### 2. 推進本部の役割

設置要綱において、推進本部の所掌事項は、「新型インフルエンザ対策基本戦略、新型インフルエンザ対策総合行動計画、新型インフルエンザ情報共有・協働戦略、青森県庁業務継続計画（以下「戦略等」という。）の策定と実施、及び新型インフルエンザ対策の推進に必要な事項に関すること」としており、戦略等の策定に係る全庁的な協議の場であるとともに、新型インフルエンザ対策実施のための推進機関として位置づけている。

#### 3. 戦略等の概要について

- ・資料 2-1 戦略等の構成イメージ
- ・資料 2-2 戦略等の概要
- ・資料 2-3 現行の行動計画等との対比

#### 4. 策定プロセスについて

- (1) 戦略等の策定においては、推進本部会議における協議や指示をもとに、事務局及びワーキンググループが事務的な整理を行い、この結果をもとに、更に、推進本部会議において、各部署における検討状況や関係機関の意見などを踏まえた議論を行って、案として取り纏めていく。
- (2) 関係機関や県民の意見の反映については、20 年度中は、各関係機関等との個別の意見交換や青森県新型インフルエンザ対策医療協議会等などを通じて行う。なお、21 年度には、市町村や関係団体、ライフライン関連事業者の代表などで組織する「(仮称) 新型インフルエンザ対策推進会議」を開催して意見交換を行い、合意形成を行っていくこととしたい。

#### 5. スケジュールについて

平成 20 年度末に骨子案を策定し、21 年度中に戦略等の策定と必要な協定の締結等を完了する予定であるが、詳細は、資料 3 のとおりである。